京都府収入証紙廃止(令和4年9月末)に伴う「特殊車両通行許可」の申請手続きについて

令和4年9月末の京都府収入証紙廃止に伴い、申請の際に京都府収入証紙を添付していただいている「特殊車両通行許可申請」について、10月以降は、以下の方法でお手続きいただきますよう、ご協力をお願いします。

R4. 9月末まで(来所申請)

・申請書に必要事項を記入して、申請する経路及び車両台数に応じた件数分(1経路・1台200円)の金額の収入証紙を添付して申請窓口へ申請。



R4.10月~

【来所申請】

- 申請窓口で必要手数料金額を事前に確認
- ・申請書に必要事項を記入して、申請先庁舎内の支払窓口にて必要手数料を 支払い、領収書及び納付済証を受け取り。
- ・申請窓口へ申請書を提出。その際、窓口で金額再確認の上、納付済証を申 請書に貼り付けて申請。
- ・(申請窓口で受付)

又は

【郵送申請:Web事前登録コンビニ納付】

- ※申請手数料のほかに、コンビニの取扱手数料が必要になります。
- ・申請書に必要事項を記載して申請窓口へ郵送(欄外に手数料金額を記載ください)。なお、申請に関する事前の相談については、窓口へ直接お問い合わせください。
- ・(申請窓口で申請内容を確認して申請者へ連絡)
- 専用Webサイト上で必要事項を入力し、「支払用番号」及び「申請書用番号」を取得。
- ・コンビニで「支払用番号」をもとに手数料を支払い、「申請書用番号」を申請窓口へ連絡。
- (申請窓口において管理サイト上で納付済みかを確認し、納付済みであれば、管理サイト上で「確認済み」の登録を行い、申請を受付)
- ■10月以降も、手数料対象経路数や申請車両台数の確認のため、原則、来所申請をお願いします。なお、お手持ちの京都府収入証紙は、令和5年3月末までご利用いただけます。
- ■専用Webサイト: https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10449
- ■新たな納付方法、納入場所等について https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/shoshihaishi.html
- ■特殊車両通行許可申請書は、以下のHPから入手いただけます。
 - https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/index.html